

島根県医師会館使用細則

島根県医師会館の適正な使用をはかるため、島根県医師会館管理規則第8条にもとづき、この細則を定める。

(使用の範囲)

第1条 使用を認める範囲は、島根県医師会が主催もしくは後援し、或いは医師会員が参加する学術講演会、研修会、その他の会議に限るものとする。

(使用手続き)

第2条 使用責任者は、別に定める「島根県医師会館使用承認申請書」を島根県医師会長宛使用日の6カ月前から10日前までに提出し、予め承認を受けるものとする。

(禁止事項)

第3条 島根県医師会館（敷地を含む）での喫煙は禁止する。

2 講堂内での飲食は一切禁止し、他の場所においても通常の食事、茶菓程度以外の酒食を伴う飲食を禁止する。

(その他注意事項)

第4条 駐車場の車の整理などは、使用者で行うこと。

2 備え付け機器の使用については、予めその旨申し出て承認を受けること。

3 夜間の使用は21時30分までとする。(後片付けを含む)

4 使用した場所は、使用前の状態に整理整頓すること。

5 会館の施設、備品等の使用により、これを損傷した時は、その復元に要する費用を使用者が負担する。

(使用料)

第5条 会館使用料は会長が下記に定める料金により徴収するものとする。

(その他)

第6条 その他、会館使用上疑義を生じた場合は、その都度協議することとする。

【会館使用料】

1. 準備・片づけ 1時間 5,000円(税込)

2. 基本使用料 1時間 10,000円(税込)

※1時間未満の場合には1時間に繰り上げることとし、上限は80,000円とする。

ただし、特に理由のある場合は2分の1の範囲内で減額することができる。

附 則

(施行期日)

1 本細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成26年9月7日一部改正、同日施行

平成 年 月 日

島根県医師会長 殿

申請者 住所

氏名

島根県医師会館使用承認申請書

島根県医師会館使用細則第2条により、次のとおり承認を受けたいので申請します。

使用目的 (講演会等の名称)				
使用日時 (準備・片付けを含む)	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分			
	講演会(会議) 等の開始時間	時 分	講演会(会議) 等の終了時間	時 分
使用場所	1. 講 堂 2. 研 修 室 (パーティションにより2部屋としても使用出来ます) <input type="checkbox"/> 2部屋として使用する (希望する場合には <input checked="" type="checkbox"/> して下さい) 3. その他 ()			
集合人員	名			
連絡責任者	住所 (職名)			
	氏 名			
	電話番号 () -			
その他使用しようとする物件及び装置				

※) 申請書には、講演会 (会議) 等のプログラム (開催案内) を1部添付して下さい。

(未定の場合には、決まり次第提出して下さい。)

(2013.2改)